

大田区建築物の高さの最高限度を定める高度地区指定に係る有識者委員会  
(絶対高さ) (第4回)

次第

日時：平成26年1月17日(金)

場所：消費者生活センター大集会室

1. 建築物の最高高さの検討(資料1)

2. 建築物の高さのルールに関する基本的な方針(案)(資料2)

3. その他

■配布資料

資料1：建築物の最高高さの検討

資料2：建築物の高さのルールに関する基本的な方針(案)

参考資料：1)第3回有識者委員会 主な意見

2)建築物の高さのルールに関する基本的な方針(案)に係る区民意見公募手続き(パブリックコメント)の実施結果について

3)建築物の高さのルールに関する基本的な方針(案)に係る区民説明会の実施結果について